

# 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

## 留意点

① 対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上に広がります。**

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

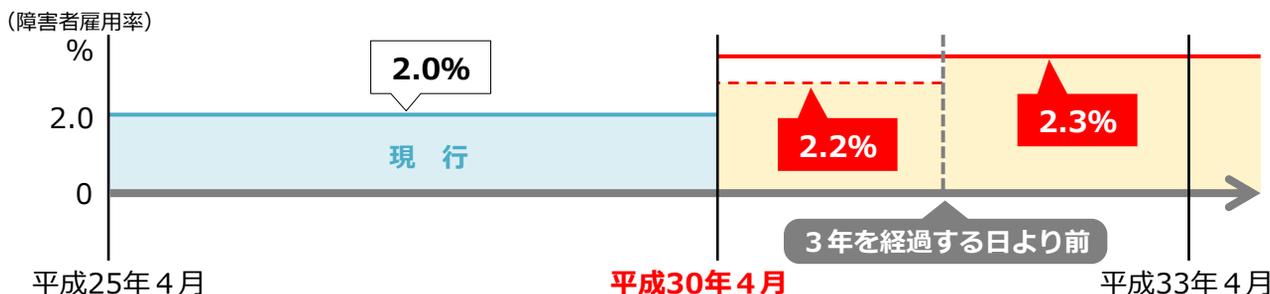
- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## 留意点

② 平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げとなります。**

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。  
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

**A1.** 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

**A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

**Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？**

**A3.** 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものはありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

## 開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座  
が始まります！

## 養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への  
出前講座もあります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。  
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



# 障害者法定雇用率の見直しについて

身体障害者および知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定して、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものとされています。

## 【現行】一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}$$

《参考》精神障害者は雇用義務とされていないが、企業の雇用率には、身体・知的障害者を雇用したものと見なし、平成18年度から算入している。

## 【平成30年4月1日から】一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者}^{\text{追加}} \text{である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}$$

### ★改正のポイント★

- ①精神障害者が雇用義務に含まれる。
- ②法定雇用率の算定の基礎に精神障害者を含めて計算

○法定雇用率は段階的に引き上げられ、平成30年4月から障害者を雇用しなければならない従業員規模は、民間企業では45.5人以上になります。

雇用率段階的引上げ	区分	現行法定雇用率	H30.4月～	H33.4月までに
	民間企業	2.0% (50人以上)	2.2% (45.5人以上)	2.3% (43.5人以上)
	特殊法人等	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40人以上)	2.6% (38.5人以上)
	国、地方公共団体	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40人以上)	2.6% (38.5人以上)
	都道府県等の教育委員会	2.2% (45.5人以上)	2.4% (42人以上)	2.5% (40人以上)

雇用率のカウント	週の所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
	身体障害者	1	0.5
	重度(身体)	2	1
	知的障害者	1	0.5
	重度(知的)	2	1
	精神障害者	1	0.5

- 身体障害者……身体障害者手帳 1級～6級、及び7級に掲げる障害が2以上重複
- 重度身体障害者…身体障害者手帳1級、2級、及び3級に掲げる障害が2以上重複
- 知的障害者……療育手帳 ※知的障害者判定機関により判定を受けた者も含む
- 重度知的障害者…療育手帳で重度知的障害 ※知的障害者判定機関により重度知的障害の判定を受けた者も含む
- 精神障害者……精神障害者保健福祉手帳所持者を算定

安定所	所在地(主な最寄駅)	管轄地域	連絡先
飯田橋	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 (JR 飯田橋)	千代田区、中央区、文京区、島 しょ地区	TEL:03-3812-8781 FAX:03-5684-7068
上野	台東区東上野4-1-2 (JR 上野)	台東区	TEL:03-3847-8609(33#) FAX:03-3845-1792
品川	港区芝5-35-3 (JR 田町)	港区、品川区	TEL:03-5418-7318 FAX:03-3453-1607
大森	大田区大森北4-16-7 (JR 大森)	大田区	TEL:03-5493-8713 FAX:03-3762-5050
渋谷	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎 (JR 渋谷)	渋谷区、世田谷区、目黒区	TEL:03-3476-8609(34#) FAX:03-3770-8610
新宿	新宿区歌舞伎町2-42-10 歌舞伎町庁舎 (JR 大久保・新大久保、西武新宿線 西武新宿)	新宿区、杉並区、中野区	TEL:03-3200-8613 FAX:03-3232-0031
池袋	豊島区東池袋3-5-13 本庁舎 (JR 池袋)	豊島区、板橋区、練馬区	TEL:03-3987-1465 FAX:03-3987-8614
王子	北区王子6-1-17 (JR 王子、南北線 王子神谷)	北区	TEL:03-5390-8615 FAX:03-3912-7246
足立	足立区千住1-4-1 東京芸術センター8階 (JR 北千住)	足立区、荒川区	TEL:03-3870-8898 FAX:03-3882-8743
墨田	墨田区江東橋2-19-12 (JR 錦糸町)	墨田区、葛飾区	TEL:03-5669-8609(35#) FAX:03-5600-6276
木場	江東区木場2-13-19 (東西線 木場)	江戸川区、江東区	TEL:03-3643-8625 FAX:03-5245-5080
八王子	八王子市子安町1-13-1 (JR 八王子)	八王子市、日野市	TEL:042-648-8674 FAX:042-648-8613
立川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 (JR 立川)	立川市、昭島市、小金井市、 小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	TEL:042-525-8659 FAX:042-525-8612
青梅	青梅市東青梅3-20-7 山崎ビル (JR 東青梅)	青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、西多摩郡	TEL:0428-24-8612 FAX:0428-24-5528
三鷹	三鷹市下連雀4-15-18 (JR 三鷹)	三鷹市、武蔵野市、西東京市、 清瀬市、東久留米市	TEL:0422-47-8635 FAX:0422-44-0902
町田	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎 (JR 町田、小田急線 町田)	町田市	TEL:042-732-7395 FAX:042-862-0090
府中	府中市美好町1-3-1 (京王線 府中、JR 分倍河原、北府中、府中本町)	府中市、調布市、多摩市、稲城市、 狛江市	TEL:042-336-8642 FAX:042-362-0330
東京労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階			TEL:03-3512-1664 FAX:03-3512-1566

## 障害者雇用率制度の概要

### ○ 障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

### ○ 一般民間企業における雇用率設定基準

以下の算定式による割合を基準として設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。ただし、短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

### ○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

#### (参考) 現行の障害者雇用率

##### <民間企業>

一般の民間企業 = 法定雇用率 2.0%

特殊法人等 = 法定雇用率 2.3%

##### <国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2.3%

都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2.2%